

令和2年 第9回 定例教育委員会 会議録

日	時	令和2年9月18日（金） 14時00分～16時10分	
場	所	阪南市地域交流館 共用会議室③・④	
出席者		〈教育委員会〉 教 育 長 橋 本 眞 一 教育長職務代理者 森 口 賢 二 委 員 八 田 三 紀 委 員 鎌 田 麻 美 子 委 員 辻 雅 之	
		〈事務局（生涯学習部）職員〉 部 長 伊 瀬 徹 副理事兼教育総務課長 中 川 准 樹 学校給食センター所長 河 野 貢 学 校 教 育 課 長 丹 野 恒 生涯学習推進室長 木 村 浩 之 尾 崎 公 民 館 長 榎 谷 篤 東鳥取公民館長 國 見 千 春 西鳥取公民館長 熊 本 将 副理事兼図書館長 加 藤 靖 子 学校教育課長代理 山 本 朋 美 学校教育課長代理 井 谷 匡 志 学校教育課長代理 濱 野 直 樹	
事務局		教育総務課主査	中 山 直 子
		教育総務課主事	中 佐 祐 穂
書記		教育総務課主査	中 山 直 子
傍聴者		なし	

会議の要旨

(教育長)

令和2年第9回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に八田委員を指名する。

◆承認事項第1号「令和2年第8回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和2年第8回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

◆承認事項第2号「令和2年第3回臨時教育委員会会議録について」(学校教育課)

(教育長)

承認事項第2号「令和2年第3回臨時教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

学校教育課の説明を求める。

(学校教育課長)

本会議録は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第7条第2項に、教科用図書を採択したときに公表すべき事項として「採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会にあっては、採択地区協議会の会議の議事録を作成したときは、その議事録」と定められており、その規定に基づき作成したものである。

(教育長)

承認について、意見、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

会議録1ページの出席者欄において、学校教育課長は「教科用図書選定副委員長」と「学校教育課長」として2度名前が挙がっているが、これでよいのか。

(学校教育課長)

第3回臨時会においては、学校教育課が議決事項第1号「令和3年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について」として議決を求めたものであり、会議冒

頭では担当課長としての説明を行った。また別の場面では選定委員会における選定副委員長としての立場から発言しているため、出席者欄には併記している。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

承認事項第2号について、案のとおり承認されたものとする。

◆協議事項第1号「財産の取得について」(教育総務課)

(教育長)

協議事項第1号「財産の取得について」教育総務課の説明を求める。

(教育総務課長)

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により9月議会に議案を提出するにあたり、協議をお願いするものである。

資料に基づき、説明する。

(教育長職務代理者)

いくつかまとめて質問したい。

①360度開閉式とは。②故障やウイルス感染した場合の取扱いは。③セキュリティ対策は。④1台ずつメールアドレスがあるのか。⑤児童生徒は自宅に持ち帰ることができるのか。⑥パスワードの管理はどこがするのか。教育委員会事務局か。⑦各自1台ずつ同じものを卒業まで使用するのか。⑧教職員にも1台ずつあるのか。また、メールアドレスは。⑨現在職員室にあるパソコンの取扱いは。⑩教職員の校務支援システムもタブレットでできるのか。

(教育総務課長)

教育総務課所管分についてお答えする。

①通常のノート型パソコンの画面は90度から120度程度まで開いて使用するが、今回導入する機器は画面を360度、つまり一回転させることで、タブレットの形状となり、タッチパネルにより使用することもできる。

②今回の機器調達に当たり、納入業者が修理等の受付窓口を設けることとなっており、故障等の際は、学校から直接その窓口に連絡することを想定している。なお、1年間のメーカー保証期間終了後は、有償での対応となる。

③今回の機器調達の予算計上の時点では、国の交付金の対象となる4万5千円以外の有償ソフトなどについては別途対応することとなっていたため、家庭で使用する際に有害サイトなどへの接続を規制するフィルタリング機能については、現在事業者募集中の教育委員会ネットワーク構築事業の中で対応する予定である。

⑧教員用320台も含んでいる。

⑨OSがWindows 8や10などの引き続き使用できるパソコンは、設定変更等は必要となるが、校内での利活用を優先し、有効活用する。

(濱野学校教育課長代理)

学校教育課所管分についてお答えする。

④児童生徒及び教員一人ひとりがGmailなどのメールアドレスを持つことは、機能としては可能だが、GoogleのIDを一人1つ割り当てることを想定しているため、わざわざ外部と送受信するためのメールアドレスを持たせることは考えていない。近隣市町の予定を尋ねても、メールアドレスを持たせない市町の方が多いようである。10～11月に開催される府の初期構築支援第2回説明会で本市がどのように設定するのかについて報告する必要があるため、それまでには決定する。

⑤児童生徒に家庭で使用させるには、有害サイトなどへの接続を規制しておく必要があるため、教育委員会ネットワーク構築事業においてフィルタリング機能を付加し、持ち帰って使用する場合の運用に対応する。また、持ち帰ったタブレットの活用ルールについては、府教委から提供された先進市のものを参考に、学校現場の教員の意見も聴きながら検討を重ね、作成する。

⑥現在、校内の教育委員会所管のパソコンについては、各学校長が学校端末管理者として、パスワードを含めた端末の管理を行っている。今後も、基本的には現行のルールをベースに運用することを検討している。

⑦タブレットで扱ったデータはクラウド上で保存するため、「〇年生用タブレット」という設定は必要ない。よって、進級しても同じタブレットを継続して使用することに支障はなく、卒業するまで同じ機器を使用することを想定している。

⑧教員には指導専用としてタブレットを一人1台貸与するほか、校務用端末としてパソコンを一人1台整備する予定である。メールアドレスに関しては、④の児童生徒用のメールアドレスと同様の考えである。

⑩指導系のタブレットとは別に、校務系のパソコンを別途整備予定であり、校務はそちらを用いることになる。

なお、前回ご指摘いただいた教職員研修については、現在府にG Suite for Educationの利用申請をしているところであり、手続後はタブレットを納入した業者と連携し、児童生徒及び教員一人ひとりにIDを割り振る作業に入る。その後は、インターネットがつながる環境下であれば、タブレットがなくてもG Suite for Educationの実技研修などが可能となる。先進市への参観は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で制限された状況であるため、オンライン研修などを活用し、進めたいと思っている。

(教育長職務代理者)

⑤に関して、タブレットを持ち帰って宿題などをできるようになるということか。

(濱野学校教育課長代理)

家庭のWi-Fi環境を利用して課題を送受信することは、機能としては可能である。ただ、持ち帰った場合はセキュリティや有害サイトへのアクセスなどが運用上懸念されるため、その対応策を講じているところである。

(教育長職務代理者)

解決すべき課題も多いだろうが、せっかく一人1台が実現するのだから、新しい生活様式という観点からも、積極的に家庭学習に活用されたい。

(学校教育課長)

前回お示しした「阪南GIGAスクールビジョン(案)」のとおり、家庭学習やオンライン授業で活用していきたいと考えている。ただ、導入後すぐにということではなく、まずはメディアリテラシーについて指導してルールを整える、児童生徒が学校でタブレット使用する経験を積み重ねる、といった段階を経て初めて持ち帰ることができると思う。

(教育長職務代理者)

中学校を訪問すると、玄関に電子黒板を設置して、その日の行事予定等を掲示している。自分で先を読んで行動することが苦手な子どもにとっては、どう動けばいいのかが可視化されて良いと思う。タブレットはそのようなことにも活用できるのではないかな。

研修については、近隣市に来年度のGIGAスクール開始に向けてプロジェクトチームを立ち上げた中学校があるとのことである。あと半年、頑張っていたきたい。

(辻委員)

タブレット導入当初は、学校での使用を想定しているとのことだが、不登校や病気等で長期間学校を休んでいる児童生徒の手元に届けて活用するのか。

(学校教育課長)

家庭や病院で充電し、その環境のWi-Fiを利用することで、そういった活用は可能となる。

(鎌田委員)

学校が急に休業となっても引き続き授業をオンラインで行うなど、臨機応変に活用できるよう、検討していただきたい。

(学校教育課長)

長期間学校を休んでいる子どもだけでなく、濃厚接触者と判断されて欠席せざるを得ない子どもなども想定される。それこそが、国がGIGAスクール構想を前倒しで進めている理由でもある。そういったケースにも対応できるよう、整備を進めていきたい。

(教育長)

先ほど、外部向けの個人メールアドレスは設定しないとのことだったが、現在、各家庭に向けた事務連絡は、それぞれのメールアドレスに送信しているのではないかな。

(濱野学校教育課長代理)

児童・生徒・教員一人ひとりにG o o g l eのIDを割り振ることを想定しているが、G o o g l eであればIDを知っている人同士でのやりとりとなり、安全である。一方、G m a i lなどのメールは外部と繋がることになり、懸念事項が多い。

(教育長)

様々な前例を見ると、児童生徒にタブレットを貸与したらすぐに持って帰って活用できるとは限らないようだ。小学校低学年や支援を必要とする子どもには、保護者が教えてあげないと使えるようにならないが、保護者が子どもに教えることが難しいケースもあり、そういった場合は保護者自身にも教えてあげなければいけない。また、いざタブレットを開いてみたらうまく作動しなかったり、各家庭のW i - F i環境にも左右されたりもする。タブレットを家庭で運用する際には、そういった乗り越えるべき課題がいくつもある。

タブレットはどのような大きさか、ランドセルには入るのか。また、学校での保管場所は。

(教育総務課長)

A 4の用紙とほぼ同じ大きさで、ランドセルに入れることができる。学校での保管は、各教室に設置した保管庫内で充電しながら行う。

(教育長)

納品はいつか。

(教育総務課長)

仕様書では来年3月1日を期限としているが、教職員や最終学年の子どもたちに早く渡すため、前倒しで納入してもらおうよう、業者と交渉したい。

(教育長)

先ほど理事者から、機能としては可能だが、運用上難しいため、ルールやシステムを作っていく必要があるとの説明があった。また、教育長職務代理者からは、運用に向けてプロジェクトチームを立ち上げて検討している中学校があるとも報告いただいた。本市では、運用のルールを教育委員会事務局が単体で設定するのか。それとも、各校の代表にも集まってもらって運用上の課題やタブレットの活用方法について協議するのか。学校現場の教員と教育委員会事務局が毎月打合せをして検討している自治体もあると聞くが。

(濱野学校教育課長代理)

タブレットの運用については、学校現場からも不安の声があがっているので、先述したIDを取得した後、タブレットの納入を待たずに指導系、校務系双方についての実践的な研修を複数回行う予定である。

(教育長)

各校には活用推進の中心となる教職員、課題意識を持った教職員がいる。それら教職員と教育委員会事務局とが協力して運用のルールを組み立てていくシステムを作らなければならない。我々教育委員会事務局が気付いていない運用上の課題に、現場の教職員はすでに気付いているはずだ。やり始めてから整理するの

ではなく、あらかじめ現場の意見を吸い上げるための仕組みづくりが重要だ。
(学校教育課長)

G I G Aスクールの円滑な導入のための検討会議はすでに設置しており、学習面でどのようなことができるのかということについて検討するチーム、校務支援システムについて検討するチームがあり、会議を重ねてきた。今後もそこで出た意見等を活用していきたいと考えている。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

協議事項第1号について、協議が整ったものとする。

◆議決事項第1号「阪南市中学校給食調理等業務委託業者選定委員会委員の委嘱について」(学校給食センター)

(教育長)

議決事項第1号「阪南市中学校給食調理等業務委託業者選定委員会委員の委嘱について」学校給食センターの説明を求める。

(学校給食センター所長)

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。
(教育総務課長)

令和2年8月3日から8月31日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した2件について、報告する。

1件目は、特定非営利活動法人neogalaxy(ネオギャラクシー)主催謎解きウォーキング「アルクエスト」である。令和2年9月5日から12月27日までの土日祝日のうち6日間、大阪府内の公園で、小学生親子が公園内に設置された「謎」を解きながらウォーキングをするという催しである。参加費は1組

500円で、子どもの年齢に応じたコースが3つあり、約10間から15間の謎を解いていくと、自然に1時間から2時間、1.8kmから2.5km程度のウォーキングをすることになるというものである。なお、9月開催分については服部緑地や住吉公園などに決まったようだが、来月以降せんなん里海公園で開催されるかどうかは未定である。

2件目は、地元の子どもたちの豊かな表現力を育むことを目的として、一般財団法人泉佐野市文化振興財団が主催して行う詩のコンクール「第9回あのねフェスティバル」である。令和2年10月19日から11月19日にかけて地域の小学生の作品を募集し、令和3年2月28日、泉佐野市立文化会館で優秀作品の表彰と展示が行われる。

これら2件の事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。
(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

せんなん里海公園で実施されるかどうか、まだ決定していないのか。

(教育総務課長)

まだのようである。

(教育長職務代理人)

是非せんなん里海公園で開催してもらい、阪南市の良さを市内外にPRする機会としたいものである。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第2号「令和2年度第1回阪南市社会教育委員会議の議事について」 (生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第2号「令和2年度第1回阪南市社会教育委員会議の議事について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

令和2年7月31日、全委員出席のもと開催した令和2年度第1回阪南市社会教育委員会議の議事について、報告する。

案件は、(1)議長・副議長の選出について、(2)生涯学習推進計画の進捗について、(3)中央公民館体制の整備と指定管理者制度の導入について、(4)社会教育関係団体への補助金の交付について、(5)社会教育関連事業について、(6)その他であった。

審議会では、生涯学習の推進に関して「阪南市生涯学習推進計画」の中間見直しが議論されるとともに、社会教育関係団体への補助金に関し、各団体に対する補助金額の精査や補助金の有効活用方策等についてのご意見をいただいた。議事の詳細については、議事録をご覧ください。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

昨年度実施した「泉州アートサミット2019」は、社会教育の推進と泉州地域の魅力の発信に寄与したと思うが、それに関連していくつか質問したい。

①阪南市に史跡地図や観光地図、名産品地図というものはあるのか。あれば、市内の駅に置くことができれば市のPRになるのではないかと。②社会教育関係団体についての補助金のうち、阪南市文化協会への補助上限額が81,000円というのは低すぎないか。③阪南市の特産物や名物、特産品など、阪南市と言えばこれ、というものは何か。④和歌山県が主体となっている日本遺産「葛城修験」は、阪南市も構成市町村の一つであり、PRできるのではないかと。⑤グランピングが流行しているが、阪南市にグランピングができる施設はあるのか。桜の園、鳥取ダムキャンプ場、せんなん里海公園バーベキュー場などは、グランピング施設にできないのか。

(生涯学習推進室長)

順に回答する。

①史跡地図は、生涯学習推進室が市民活動団体と協力し、市内に残る昔の街道に沿ってイラストで地域を案内する「阪南マップ悠歩みち」を発行している。また、市の観光行政を担うまちの活力創造課でも、市内の観光ガイドマップや、特産品などまちの魅力を紹介するパンフレットを作成し、阪南市内だけでなく、市外でのプロモーションにも取り組んでいる。各駅でこれらマップやパンフレット等のラックを設置する必要性は感じているが、多額の費用が発生するため、現時点では常設設置できていない。今後は市のウェブサイトでの発信など、市内外を問わず、積極的にPRの場を求めていきたいと考えている。

②社会教育関係団体への補助金については、「阪南市社会教育団体補助金交付要綱」で各団体の補助金の上限額を定め、申請に応じて補助金を交付している。現行の上限額は、元々団体の規模等に応じて算定していたものが、幾度かの減額等を経た結果である。阪南市文化協会は補助金交付団体の中では比較的新しい団体で、設立当時の市の財政状況を踏まえ、上限額を設定したとのことである。社会教育団体への補助金額については社会教育委員会議でのご指摘もあり、抜本的な見直しが必要であると認識しており、今後は市全体で団体への補助金を見直すのに合わせて検討していきたいと考えている。なお、補助金交付に加え、阪南市文化協会はサラダホールを利用して活動しているため、毎年文化フェスティバル開催にかかる文化センター施設全館の使用料の半額と備品使用料の全額、昨年度実績では483,000円を公費で負担し、市民の文化活動を支援している。

③本日委員の皆様にもちの活力創造課が作成した「魅力あふれる阪南市」のPRパンフレットをお配りしているが、食だけではなく、モノづくりなど、本市の多彩な魅力が紹介されているのでご一読いただきたい。同課によれば、阪南市の特産品等は、浪花酒造の日本酒、なにわ黒牛、水ナスに加え、新しいところでは青木松風庵の月化粧があり、全面的にPRしていきたいとのことである。

④本年6月に「葛城修験」が日本遺産に認定されたのを受け、大阪府、奈良県、和歌山県内の葛城修験ゆかりの地域への誘客促進に加え、さらなる観光振興と地域の活性化を図るため、8月、葛城修験日本遺産活用推進協議会が設立された。協議会では、文化庁所管の文化芸術振興費補助金や文化資源活用事業費補助金を活用した総合パンフレットの作成や案内看板の設置等を計画しており、本市も協力して取り組む予定である。また、構成団体が連携して日本遺産PRウェブサイトの製作と日本遺産PR冊子（概要版）及びガイドブックの作成を行うこととしており、本市でも今後協議会の活動と連携を図り、市ウェブサイトなどを活用しながら、情報発信に努めていく。さらに、広報はんなん10月号で日本遺産の特集記事を掲載予定であるため、ご覧いただきたい。なお、日本遺産のPR看板の設置については、前回の会議でもお答えしたとおり、和歌山県から日本遺産統一の看板デザインが示された後、本市観光部局と協議しつつその統一デザインに則った看板の設置に努め、PRしていきたいと考えている。

⑤グランピングをするには道具や食材等をその都度提供する事業者が必要であるなど、教育施設の野外活動とは異なる部分が数多くあり、施設のあり方から再検討する必要がある。生涯学習推進室が所管している野外施設には、「鳥取池緑地桜の園」があるが、本施設は借地であることに加え、設備の古さや交通の利便性等を勘案すると、グランピング施設には不向きであると考えている。現在は市の委託を受けた市民活動団体「桜の園の会」が施設管理と利用者の野外活動のサポートを行っており、今後の桜の園の活用については団体と情報交換しつつ、より市民に親しまれる施設となるよう協議していく。なお、鳥取ダムキャンプ場とせんなん里海公園は大阪府が管理運営しているが、鳥取ダムキャンプ場については既に廃止したと聞き及んでいる。

（教育長職務代理者）

「悠歩みち」は見る度に発見があり、素晴らしいものだが、学校では子どもたちに紹介しているのか。郷土の学習をする際に活用していただきたい。また、市のPRパンフレットは各校の管理職も知っておくべきものであるから、配布していただきたい。

（学校教育課長）

「悠歩みち」は、小学校の郷土学習の時間に子どもたちにも紹介している。

（教育長）

例えば、学校の個人懇談の際などに廊下に置いておくなど、一斉に配るよりも、人が集まるところに置いて主体的に手に取ってもらい、持ち帰って家族で見てもらうのが良いのでは。内容は素晴らしいのだから、配り方に工夫が欲しい。

生涯学習推進計画は10年計画だが、間もなく策定から5年を経過し、折り返しとなる。計画の中間見直しについてはどのように考えているのか。社会教育委員会会議でも、計画の具体性がイメージしにくいとのことご意見をいただいた。また、先日の市の外部評価委員会では、「生涯学習の推進」が外部評価の対象に選定され、多岐に渡って多様な取組を進めていることは評価されたが、総合的・網羅的・羅列的で何を重点化したいのかわからないので、特に取り組みたい具体案を示してほしいとの意見をいただき、深く肯いたところである。社会教育委員の指摘も同じことで、後半の5年については、重点化や焦点化を意識して計画を組み立て直してほしい。

(生涯学習推進室長)

社会教育委員会会議での、計画がありながら未達成である、計画策定当時から社会情勢が変化しているといった指摘を受け、9月末に小委員会を設立し、より実状に即し、実現可能で、焦点を絞った計画への見直しを行う予定である。

(教育長)

小委員会は、いい手法だと思う。よろしくお願いします。

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第3号「令和2年度第1回阪南市立図書館協議会の議事について」(図書館)

(教育長)

報告事項第3号「令和2年度第1回阪南市立図書館協議会の議事について」図書館の報告を求める。

(図書館長)

令和2年8月4日開催した、令和2年度第1回阪南市立図書館協議会の議事について、報告する。

案件は、(1)平成31年度事業報告について、(2)令和2年度事業について、(3)図書館の今後のあり方及び指定管理者制度導入について、(4)その他であった。

今回の協議会では、特に指定管理者制度導入について多くのご意見があったが、時間不足で一定の結論を得るところまではいかなかったため、次回の図書館協議会でさらに議論を重ねる必要を感じている。議事の詳細については、議事録をご覧いただきたい。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(八田委員)

議事録を読むと、活発に議論されたことがわかる。いくつか質問したい。案件

3で、一定数の専門職の確保することの難しさが議論されていたが、直営を続けるよりも、指定管理者制度を導入した方が解決されやすいということか。

(図書館長)

他市の事例を見ると、指定管理者募集時の仕様書において、司書資格保持者の割合を、6割や8割と条件を付けて募集することにより、一定数を確保している。ただ、現在多くの図書館の指定管理を受託している事業者によれば、昨今有資格者の確保は難しくなっているとのことである。

(八田委員)

議事録8頁、他の自治体が図書館の運営を指定管理から直営に戻した理由について調べた結果を、館長が報告されている。これらの問題は全てクリアできるとお考えか。

(図書館長)

予算の確保や、学校との連携、迅速な意思決定、地域課題の解決等は、直営であっても難しい問題で、それらについてはクリアするように努力するとはしか申しあげられない。

(八田委員)

議事録6頁、活発な活動のない図書館が指定管理に向いているとあるが、阪南市立図書館はこれだけたくさんの人に評価されている図書館であるし、非来館型のサービスなどまだまだ伸び代があると思う。それでも指定管理者制度導入を検討する強い理由は何か。

(図書館長)

市が策定した行財政構造改革プランに挙げられていることが第一の理由である。また「あしたの図書館～市民が育てる持続可能な図書館」の実現のために、あらゆる可能性を探るべきだと考えており、指定管理者制度もその選択肢の一つとしてはずせない。

(教育長職務代理人)

議事録8頁、行財政改革プランについて述べられているが、図書館に指定管理者制度を導入することで総人件費を抑えることが可能なのか、また、市民サービスは向上するのか。さらに、阪南市は財政再建団体となる可能性はあるのか。

(図書館長)

総人件費の抑制というのは、業務委託や指定管理者制度導入等により、図書館に市の職員を配置する必要がなくなることから退職者補充が不要となり、将来的には総人件費を抑えることが可能という考え方に基づいている。市民サービスについては、図書館サービスは多岐に渡るため、事業者を募集する際に作成する仕様書や、受託する事業者の得意・不得意、さらに指定管理料にも大きく左右され、サービスが向上する部分もあれば、現状維持に留まる部分もあると考える。

また、阪南市は、行財政構造改革プランに「現状の行財政運営を続けた場合」は、財政再建団体に陥る可能性がある」と記載されているが、そうならないように行財政構造改革プランを策定し、全庁的に取り組んでいるため、ならないものと

認識している。

(教育長)

図書館協議会は、内容の濃い議論が活発に交わされ、ありがたいと感じている。その中で、協議会委員からは、教育委員会ではどのような意見が出ているのかという発言もあった。我々は教育委員会において、また社会教育委員会でもそうだが、図書館の指定管理者制度導入に対する理論を構築しなければならないと考えている。委員の皆様におかれては今後もこの問題に注視し、忌憚ないご意見をいただきたい。

さらに、教育委員会としての考え方を確立するため、図書館協議会と共に考えていくことが必要であるため、意見を交わす機会を設けたいと考えている。

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第4号「阪南市中学校給食調理等業務委託業者選定委員会設置要綱の改正について」(学校給食センター)

(教育長)

報告事項第4号「阪南市中学校給食調理等業務委託業者選定委員会設置要綱の改正について」学校給食センターの報告を求める。

(学校給食センター所長)

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

選定委員会の構成員から学識経験者を除き、中学校養護教諭代表を加えたのはなぜか。

(学校給食センター所長)

学識経験者については、栄養学的見地からの助言と、応募業者の財務状況の判断をいただくために選定していたが、本選定委員会を設置するのは今回が3回目となり応募業者がある程度限定されてきたこと、また、小学校同様中学校でも食物アレルギーを持つ生徒は年々増えており、調理の段階からアレルギー対応の視点を入れることが重要であるとの現場の声があったことから、学識経験者に替えて養護教諭を選定委員としたものである。

(教育長職務代理人)

現場の声を、より反映させたいということか。

(学校給食センター所長)

中学校給食はアンケート等によく「おいしくない」「冷たい」と指摘される。提供方法はデリバリー式である以上現行のやり方を変えられないが、献立につい

ては現場の意見を吸い上げ、メニューを工夫すれば、食物アレルギーを持つ生徒もしっかり栄養を摂取でき、また残食量が減らせるものになるのではないかと考える。

(教育長)

他に、意見、質問等ないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。
各課の報告を求める。

<教育総務課>

9月10日 阪南市議会令和元年度決算審査特別委員会

9月24日 阪南市議会(9月)定例会(最終日)

<学校教育課>

9月25日～10月30日

各幼稚園・小学校 運動会等、各中学校 体育祭

<公民館>

9月25日 第4回 阪南市立公民館指定管理者選定委員会

<西鳥取公民館>

10月25日 おやこカーニバル

<図書館>

9月22日・29日 認知症サポーター養成講座

(教育長職務代理人)

幼稚園、小学校、中学校の運動会・体育祭はどのように開催するのか。いずれも保護者は参加可能か。また、新型コロナウイルス対策はどのように行うのか。

(学校教育課長)

各校園において、時間の短縮や保護者等の来場人数の一部制限、来賓の参加見合わせなどを行うほか、手指消毒や子ども同士の距離を保つなど、様々な新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じたうえで実施する予定である。

(辻委員)

小学5年生は臨海学校など宿泊を伴う学校行事があるかと思うが、どうするのか。

(学校教育課長)

臨海学校や林間学校などの宿泊を伴う行事については、市教育委員会が一律の

対応を指示するのではなく、各校の判断に委ねている。よって、宿泊込みで実施する学校、日帰りに変更した学校、代替行事を実施する学校があり、すでに2校は宿泊を伴う臨海学校を実施した。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他（教育長）

(教育長)

その他、何かないか。

(山本学校教育課長代理)

令和2年9月17日付けで、教育長から各学校長あてに「阪南市立小中学校の標準服・制服の在り方の見直しについて」という通知を発出したことを報告する。通知文は本日資料として配布している。

資料に基づき、説明する。

(鎌田委員)

資料中、二つ目の項目「標準服・制服の見直しと変更」の中に「標準服・制服を変更する際には、」や「標準服・制服の変更を行う場合は、」という表現がある。標準服・制服の変更は、する場合もあればしない場合もあり、するのであれば令和4年4月1日までには実施すべきということか。この文書は、具体的にどのようなことを通知したものなのか、より詳細に説明されたい。

(山本学校教育課長代理)

各校長に必ず行ってほしいことは、標準服・制服についての「見直し」である。つまり、各校の標準服・制服が、どの児童生徒にとってもストレスとなっていないか検証するということである。その結果、変更する必要があると判断することもあるれば、標準服・制服そのものをなくすという判断もあり得る。また、変更が必要と判断すれば、「全ての児童生徒のストレスを軽減」すること、「自ら選択が可能な標準服・制服にする」ということに留意して変更するよう、通知したものである。

(鎌田委員)

「見直し」をするのは誰か。また、変更する必要があると現時点で判断すれば、今後も変更することはないのか。児童生徒は毎年どんどん入れ替わっていくのだから、令和4年4月に変更する必要があるとの判断であっても、状況が変わることもあるのでは。

(山本学校教育課長代理)

「見直し」は、教職員が児童生徒や保護者の意見を踏まえて行うこととしている。令和4年4月という期限を設けたのは、変更するのであれば早急に対応する

必要があるためである。

(鎌田委員)

カミングアウトできない児童生徒がいるにも関わらず、児童生徒の意見を聴くことができるのか。

(山本学校教育課長代理)

性的マイノリティの児童生徒のほとんどがカミングアウトを希望していないと推察されるため、無記名のアンケートのような、本人が特定できないような方法で行う予定である。

(学校教育課長)

現在、小中学校では個別の対応を行っているが、それだけでは不十分だと認識しており、見直すものである。標準服・制服は学校が定めるものであるため、見直しの主体は学校であるが、教職員一人ひとりが性の多様性への理解を深めて人権感覚を鋭敏にし、校内には性的マイノリティの児童生徒がいることを前提としたうえで、変更すると判断した場合、「自ら選択することが可能な標準服・制服」にしなければならないということである。完全な変更でなくても、何かを追加することで選択できるようになる、ということも考えられる。なお、すでに自ら選択することができる学校は、変更しないという判断になると思われる。

(教育長職務代理者)

各校長はこれまでも保護者等の声を受けて見直しを行ってきたはずだが、今回改めて通知を出すのは、これが重点課題であると学校長に認識させるためか。

(学校教育課長)

今回は、個別の対応のみならず、標準服・制服そのものの在り方、つまり必要性や形状、運用について抜本的な見直しを行ってほしいという趣旨の通知である。

(教育長職務代理者)

標準服とは、学校が示す標準的な服だから、私服で登校しても差し支えないはず。一方、制服は決められたものであるから、それを着なければならない。そういった定義から見直す必要がある。また、心の性と身体の性が一致しない子どもが標準服・制服で苦しむことがないように、学校で議論しなければならない。ただ、変更する日付を明記する必要があるのか。

(学校教育課長)

標準服・制服を変更する場合に備え、業者等との打ち合わせや、児童生徒・保護者等の意見を聴く時間を確保するために約1年半という期間を設けるが、できるだけ早く対応するため、令和4年4月1日には実施するように、という趣旨である。

本年4月に開催した総合教育会議でも述べたが、標準服・制服を変更する際は、すぐに全員のものを変えられるわけではない。新入生と、着たいと思う児童生徒が着用し始め、小学校であれば6年間、中学校は3年間かけて徐々に入れ替わっていくものである。そのため、変更するのであれば、可能な限り早くしてほしいという意図を込めている。

(教育長職務代理者)

もし明記された期限に間に合わなくても問題はないということか。

(学校教育課長)

令和4年4月1日には実施するようというので、1年半前である今、通知したものである。

(教育長)

本年4月の総合教育会議において標準服・制服の問題が諮られ、我々教育委員は活発に議論した。この件も含め、人権問題というのは誰かから答えをもらうものではなく、どうすればより良いものとなるか、みんなで共に考え、議論を重ねるプロセスの中で認識を変えていくものだ考える。

(学校教育課長)

4月の総合教育会議で人権問題として取り扱っていくべきとのご意見をいただき、その後、市としてどのように取り組むべきか、人権推進課とも協議してきた。ただ、人権問題となれば、性の多様性や多様な価値観への対応など多岐に渡り、発端である標準服・制服をどうするべきかという問題がぼやけてしまい、そちらに重点を置いた文書になってしまう。当然、その必要性や重要性が本件のバックボーンであることは認識している。だが、できるだけ早い時期での変更を可能とするため、標準服・制服の問題に対する直接的なアプローチをするよう、まずは学校に通知するべきだと考え、発出したものである。今後、変更に向けての準備と並行して、市としてセクシャルマイノリティへの理解を含めた人権教育を行っていくこと、学校では人権教育を実施すること、特に性の多様性について重点的に取り組んでいくことは約束する。

(鎌田委員)

総合教育会議のきっかけとなった、自分で選択できない中学校の現状で、当事者は、安心して学校で過ごしているのか、教育を受ける権利が保障されているのか、自分だけが区別されて個別対応してもらおうのではなく、選択できる学校がそうであるように、周囲の子どもたちと同じように自由に選ぶことを望んでいるのではないかと懸念する。また、通知文にもあるように、カミングアウトすることができない児童生徒には、そもそも個別対応ができない。

(学校教育課長)

当該中学校に関して、現在本市では二つの対応策をとっている。一つ目は個別対応、二つ目は、カミングアウトできない性的マイノリティの子どもを含め、全ての生徒に対する枠組の見直しである。個別対応の場合は、子ども、保護者、学校、教育委員会が関わりながら進めている。同時に、当該中学校ではすでに制服の変更についての検討を始めている。一方、個別対応は行っても標準服・制服の在り方について見直しを行っていない学校は、本通知により見直すこととなる。

(教育長職務代理者)

本通知は、見直しをした結果変更する学校も、変更しない学校も対象としたも

のであるため、通知文とした意味や、通知文の内容や意図がわかりにくいのではないか。

(学校教育課長)

本通知は、学校長に対して前触れなく発出したものではなく、校長会等において、総合教育会議の内容や、その後の市や教育委員会が今どう動いているかについて随時説明・報告してきたという経緯があるため、その意図は伝わっているものとする。

総合教育会議でご意見いただいた、市として人権問題にどう取り組むのかというのは、今後も検討を続けなければならないことである。だが、それには時間がかかるため、総合教育会議でいただいた委員の皆様のご意見を踏まえ、喫緊の課題である標準服・制服について取り組むため、発出したものである。

(教育長)

その他、何かないか。

(学校給食センター所長)

毎年夏休みには、小学生と保護者を対象とした親子料理講習会を実施しているが、今年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とし、代わりに「給食のメニューを親子で作ってみよう」と題し、給食メニューの調理方法などを紹介する動画を作成してYouTubeにアップした。内容は、「三色戦隊食べるんじゃー」による栄養素の説明、その後郷土料理である生なすと古漬けそれぞれのえびなすと、人気メニューであるチンジャオロースの調理方法の紹介、そして最後にパイナップルとキウイを可愛く切るフルーツカッティングの紹介である。是非「親子料理」「阪南市」で検索して見ていただきたい。

(教育長)

その他、何かないか。

(生涯学習推進室長)

「楽しく学んで！阪南市の講座・イベント情報 秋～冬号」が完成したので、本日配布している。春以降、コロナ禍で様々なイベントの開催が困難となっていたが、徐々に再開してきており、今後も感染拡大防止に努めつつ開催していきたいと考える。このパンフレットを参照してご参加いただきたい。

また、令和3年阪南市成人式の内容を決定し、チラシを作成したので、こちらも本日配布している。9月13日、各中学校の卒業生代表で構成する成人式運営委員会でチラシのとおりの内容で実施することを決定した。例年は午後1時30分から開催だが、今回は大ホールの入場人数に制限があって1回開催では対応できないため、前と後ろに1時間ずつずらして2回開催とし、新成人は中学校区で二つに分けた。開催にあたっては、マスク着用や手指の消毒、検温などを実施し、新型コロナウイルス感染症対策を万全に施し、第2部のアトラクションは簡素化して式の時間を短縮する。また、会場の人数制限の都合上、保護者や来賓の入場はご遠慮いただく。一部の保護者の方からはすでに入場できないことについての問い合わせがあるが、ご理解いただくよう、説明しているところである。

(教育長)

このことは、いつから周知するのか。

(生涯学習推進室長)

10月1日から市のウェブサイトに掲載するとともに、広報はんなん11月号・12月号に2回連続で記事を掲載する。

(教育長)

無事開催できることを願う。

次回の令和2年第10回定例教育委員会は、令和2年10月16日(金)午後2時00分から阪南市役所第3・4会議室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和2年第9回定例教育委員会を閉会する。

以上